

公益社団法人 沖縄県手をつなぐ育成会 田中寛

障害の有無に関わらず、人権は誰にも保障されており、教育や就業など日常の社会生活において平等に参加できるように、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて、沖縄県共生社会条例では県民すべてに合理的配慮が義務付けられています。しかし、知的障がいや難病などの内部障害のように、目視にて障害特性等の判断が厳しい人の為に、沖縄県では「ヘルプマーク」を活用しており、新たに「ヘルプカード」も新設しました。その「マーク」や「カード」を広く県民に周知して頂く為に、移動交通機関や関係団体へポスター等の啓発活動の協力をお願い致します。

沖縄県ホームページより抜粋

ヘルプマーク・ヘルプカードを知っていますか？

ヘルプマーク



内部障害や発達障害、難病、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的として、東京都が作成し、平成24年度から導入されています。また、「ヘルプマーク」は、平成29年7月にJIS(日本工業規格)の案内用図記号(JIS Z8210)に追加され、全国的な広がりが期待されています。



ヘルプカード

障害のある人には「コミュニケーションに障害があり、"困った"と言えない人」「困っていることを自覚できない人」もいます。ヘルプカードは、障害のある人や日常生活の困ったときに配慮や援助が必要な方が、災害や日常生活で困ったときに、周囲の人に手助けをお願いするためのカードです。



ヘルプマーク・ヘルプカードを見かけたら

モノレール・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

交付、配布場所

ヘルプマークの交付

ヘルプマークは、お住まいの市町村の窓口で受け取れます。申請が必要ですが、身体障害者手帳の提示や写しの添付は必要ありません。ヘルプマークの交付は無料ですが、より多くの方に活用いただく観点から利用者1人あたり1個までの配布とします。

インターネットより取得（関西電車内ポスター）



関西鉄道協会各社名入りのポスター（B2）



優先席に貼るステッカー

J R 九 州



京都府ホームページより

